

公立園の保護者の皆様へ 様

門真市こども部
保育幼稚園課長

新型コロナウイルス感染症の対応について

平素は、本市の教育・保育行政について、またこの間の新型コロナウイルス感染症防止対策に関してご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、大阪府においても新型コロナウイルス感染者数の増加が懸念される状況となっておりますことから、市内公立保育所等の児童や職員に感染者が発生した場合等の対応について、改めてお知らせいたします。

保育所等での子どもたちの安全確保を第一として、必要な保育の提供・学習の保障に向け柔軟に対応してまいりますので、何卒、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ お子様や同居のご家族で発熱が続いているなど、体調不良等の情報がありましたら、できる限り早めに各園に提供していただくよう、ご協力をお願いいたします。
{別紙（お願い）を参照願います。}

1. 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応について

(1) 児童または職員に感染者が発生した場合

ア 当該園は、原則、翌日から3日間、臨時休園とします。

イ 当該児童または職員は、入院または自宅療養により治癒するまでは登園・出勤停止とします。

ウ 臨時休園期間の延長については、感染者の園内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を保健所等の関係機関と確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、判断いたします。

エ 感染者が発生した当日について、児童が在園している場合は、すみやかにお迎えを依頼しますので、ご対応よろしく願います。

(2) 児童が保健所より濃厚接触者と特定された場合

ア 当該児童は最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して14日間自宅待機とします。

*PCR検査の結果、陰性であった場合も含みます。

(3) 児童の同居者が保健所より濃厚接触者と特定された場合

ア 念のため、当該濃厚接触者が、PCR検査の結果、陰性と判明するまで自宅待機（登園・出勤停止）とします。

※ (2)、(3)は職員も同様とします。

※ 濃厚接触者等に該当する方への連絡を実施するにあたり、保健所から園に対して、対象者の連絡先などの個人情報をお求められる場合があります。その際は、園から保健所に提供することがありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の園名の公表の考え方について

(1) 園名を公表することにより、関係者に対する差別やいじめ等の人権問題や保育・教育活動への支障等の発生、さらには当該感染者の居住地域の特定、ひいては個人の特定につながる事等が懸念されることから、原則、園名の公表は差し控えます。

(2) 但し、下記のようなケースの場合は、園名を公表することもあります。

ア 感染者が同一集団内において複数名発生していると考えられる時。

イ 行事など多数の方が訪問した時期において感染者等が確認された時。

ウ その他、感染拡大の防止につながると考えられる場合等、公表が必要であると判断される時。

※ 新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染者や濃厚接触者の方々等に対して、インターネット・SNS上、その他様々な場面で、誹謗中傷や身元の詮索など、心ない行動がたびたび見受けられます。感染症と懸命に戦っておられる感染者ご本人やそのご家族、対応に携わった方々をさらに傷つけることのないよう、人権に配慮した冷静な対応へのご協力をくれぐれもよろしくお願いいたします。

【参考】

新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3-3

【問い合わせ先】

門真市中町1番1号

門真市こども部保育幼稚園課

電話 06-6902-6757（直通）